



## 働く女性を悩ませる 3つの ハラスメント



平成 26 年に実施した東京都のアンケート調査によると、都内の 7 割超の企業が就業規則などでハラスメント行為を禁じているにもかかわらず、4 割近い企業で何らかのハラスメント行為が起きていることが分かりました。



### マタニティ・ハラスメント

妊娠・出産・育児休業等を理由に解雇・契約変更・降格等によること。

例\*契約更新をはずだったのに、妊娠の報告を受けたので雇止めとした。

\*育休を 1 年間とりたいと相談されたので、経営悪化等を口実に解雇した。

\*実際は妊娠が理由だったが、別な理由をつけて正社員をパートにした。

\*「非正規雇用は制度がない」と言って、産休を認めなかった。

マタハラ  
(マタニティ・ハラスメント)

パワハラ  
(パワー・ハラスメント)

セクハラ  
(セクシュアル・ハラスメント)

### セクシュアル・ハラスメント

性的いやがらせ。特に、職場などで行われる性的・差別的な言動をいう。男性から女性に、女性から男性に対して行われるものをいうが、同性に対するものも含まれる。

例\*体に触れたり、必要以上になれなれしくする。

\*職場の力関係を利用し性的な関係や交際を強要。

\*性的な冗談やからかい、個人の性的体験談を話す。

\*ワイセツな画像・写真などを見せる。

### パワー・ハラスメント

仕事上の上下関係・権利関係を不当に利用することによる嫌がらせ・いじめなどを指す。

例\*クビ(解雇)にするぞと脅す。

\*必要以上にミスを追求。残業の強要。

\*人格を否定するような侮辱的な発言・叱責。

\*無視する、仕事を与えない。

マタハラ・セクハラ相談は、東京労働局雇用均等室へご相談ください ☎03-3512-1611(代表)

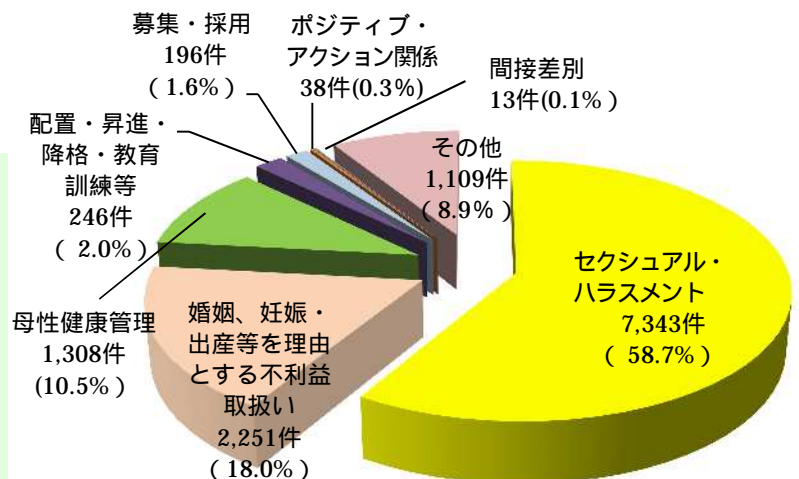
パワハラ相談は、東京労働局総合労働相談コーナーへご相談ください ☎03-3512-1608(直通)

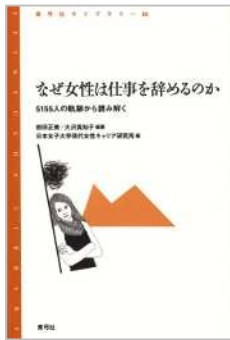
平成 26 年度都道府県労働局雇用均等室に寄せられた男女雇用機会均等法に関する相談は 2 万 4893 件。労働者からの相談が全体の 50.2% を占め、1 万 2504 件でした。

### 男女雇用機会均等法成立から 30 年

昭和 54 年「女性差別撤廃条約」が国連で採択され、その批准のための国内法整備として「男女雇用機会均等法」が昭和 60 年に制定されました。以後 30 年間に改正を経て、募集・採用、配置・昇進の男女均等をはじめ、セクシュアル・ハラスメント防止措置の義務化、母性健康管理措置の義務化などが取り決められました。

男女雇用機会均等法の施行状況 平成 26 年度  
(都道府県労働局雇用均等室への労働者からの相談内容の内訳)





### なぜ女性は仕事を辞めるのか

岩田正美、大沢真知子 編著  
青弓社 2015

本書は日本女子大学現代キャリア研究所が、平成 23 年に実施した「女性とキャリアに関する調査」をもとにして、高学歴女性のキャリア形成や就業意識などについて分析したものです。学卒時に就業意欲が高い女性ほど離職しているのはなぜか。



### 「居場所」のない男、「時間」がない女

水無田気流 著  
岩波書店 2015

日本の既婚子持ち女性には「時間がない」。結婚・出産・育児・キャリアとの両立などで人生の自由時間のない「時間貧困」。また、日本の男性は「世界で一番孤独」とされ、地域社会や家族等の人間関係に乏しい「関係貧困」。双方が幸せになるために今何が必要か。

## 新着図書紹介



### 「小1のカベ」に勝つ

保育園を考える親の会 編著  
実務教育出版 2015

子どもが小学校に入学すれば保育園よりラクになるのではと思いきや、学童保育・宿題・習い事・遊びと働く親の「困った」は尽きない。そんな「困った」を乗り越える情報はもちろん、「大丈夫！」と笑う先輩ママ＆パパたちのたくましさやパワーをくれる。



### きょうも誰かが悩んでる

読売新聞生活部 著  
中央公論新社 2015

大正 3 年(1914 年)に読売新聞に「身の上相談」が登場した。始まった当初は手紙だけでなく直接会って相談に応じていたという。戦後「人生案内」に悩みを相談したのは若者が多かった。現在は 10 代から 90 代までと幅広い。「人生案内」100 年分から珍相談・名回答を厳選してこの 1 冊に。



### 銀幕のハーストリー

松本侑王子 著  
日経 BP 社 2014

大半が男性目線で描かれている映画の中の女性像。では女性から見た理想の女性像や男性像は？理想の裏の現実は？この本は映画の萌芽期から現代までの映画史の中の「女性に関する話」を紹介している。映画を通して私たちが受け取ってきたメッセージは決して小さくはないはず。

## テーマで読む 1 冊

働く女性とマタニティ・ハラスメント  
杉浦浩美 著

妊娠という身体的制約を抱えながら働く不安や困難、職場の無理解や「マタニティ・ハラスメント」ともいえる行為など、その実態をアンケートと聞き取り調査から明らかにする。「女性が働くとはどういうことか」、この問いをめぐって本書は考察を重ねていく。第 30 回山川菊栄賞受賞。





# 時代を拓いた女たち

えつこ  
杉本 鉞子

明治6年(1873年)～昭和25年(1950年)

『武士の娘は眠っている時でさえも、  
身も心もひきしめていなければならないと  
教えられたものでございます。』

英文で自らの半生を物語のように綴った「武士の娘」は、大正末期に米国で出版されベストセラーとなる。異国の地で日本人初のベストセラー作家となったのは杉本鉞子。世界7か国で翻訳される。日米文化比較論としても優れているという。鉞子はその後コロンビア大学初の日本人講師にもなった。

鉞子は明治6年、越後長岡藩の筆頭家老を務める稲垣平助の6女として生まれた。鉞子の「鉞」は「まさかり」を意味する。時はすでに明治に入っていたが、武士の娘として強く育ててほしいという願いから名づけられた。生まれた時に、臍の緒が数珠のように首に巻きついていたので尼になる定めとされ、普通の女子教育のほかに漢籍も学んだという。6歳から始まった教育の師匠は、父の決めた稲垣家菩提寺の僧侶。この師匠から四書を学んだが、お稽古の間は手と唇を動かす以外は微動だも許されない。ただ一度ほんの少し体を傾けた時には、師匠は厳しく「お部屋に引き取ってお考えになられた方がよいと存じます」。恥ずかしさのあまり、鉞子の小さな胸はつぶれるばかりだったといい、大人になってからもこの記憶は打ち傷の痛みのように残ったという。

鉞子の父稲垣平助は、明治維新の折、河井継之助と対立。朝廷へ恭順して戦争を回避しようとした平

助は「裏切り者」とよばれる。不遇の時代にも明るさとユーモアを失わない父であったが、鉞子が12歳の時に病死。翌年家出をして勘当されていた兄が米国から戻ったことで、鉞子の運命は大きく動き出す。

ある日、母から「お前の嫁入り先が決まりました」と告げられる。当時結婚は個人の問題ではなく家全体に関わることだったので本人に決定権はない。13歳で兄の友人である骨董商杉本松雄と婚約。鉞子は渡米の準備のため海岸女学校(のちの青山学院)に2年、英和女学校に4年在籍する。この間におおらかで自由な空気に触れた鉞子はキリスト教に入信。明治31年渡米。地元の名家であるウィルソン家の人々に支えられて新生活は始まった。花野と千代野という二人の娘も授かり、シンシナティで十数年を過ごす。夫が急死。日本に帰国し、一時は矯風会や普連土学園で仕事をした。大正5年、子どもの教育のために再び米国に戻る。そして原稿料目当てに新聞や雑誌に投稿をしていたことが縁となり「武士の娘」は出版されたのだ。本の出版を助け、生涯鉞子の家族に寄り添い支えたウィルソン家の姪フローレンスは、鉞子と強い絆で結ばれ、杉本家の墓所で共に眠る。昭和2年に帰国した鉞子は「農夫の娘」「成金の娘」など米国向けに出版。日米間の戦争に心を痛み、昭和25年76歳で没。

参考資料：「武士の娘」「鉞子」ほか

## 女大学と新女大学

貝原益軒が著したといわれる「女大学」は、武家女性の道德教育のための本でした。江戸の後期には次第に一般社会にも浸透していき、戦前まで女子教育の教本のような扱いをされました。

- ・女子は成長して、嫁に入り、夫に仕えるのだから過保護にしてはならない
- ・嫁にいったら夫の両親を実の親以上に大事にせよ。
- ・妻は夫を主君として仕えよ 夫の兄弟や親戚を敬愛せよ 万事儉約せよ
- ・七去の法(淫乱・嫉妬・不妊・盗癖・家族にうつる病・多弁・舅に従順でない嫁は離縁されるべき) など。

明治になって、この「女大学」を批判して福沢諭吉は「新女大学」を著しました。結婚したら父母と別居したらいい、学問の教育に男子も女子もない、育児で妻が疲れているならば少しでも妻を休養させるべき、など。諭吉は生涯にわたり、男女平等を公言しましたが、性を売る女性たちを見る目は非常に厳しかったようです。

杉本鉞子の次女千代野は、諭吉の孫の清岡暎一と結婚しました。

参考資料：「福沢諭吉と女性」「ジェンダーから見た日本女性の歴史」ほか



# にゅーすBOX

## 平成 27 年版「男女共同参画白書」

平成 27 年版「男女共同参画白書」が閣議決定された。内閣府が 27 年に実施した地域の女性活躍に関する意識調査の結果を紹介。現在の職場で昇進したいかを尋ねると正社員の男性は 42.8%が「昇進したい」だったのに対し、女性は 25.7%だった。どのような条件が変われば昇進したいかを尋ねると、「労働時間が自分の希望に合うなら」36.7%、「休暇が自分の希望通りにとれるなら」28.6%など。15 歳～64 歳の生産年齢人口でみると、女性の就業率は 26 年時点で 63.6%。10 年間で約 6 ポイント上昇したが、管理職に占める女性の割合は 11.3%にとどまり、女性の登用促進が課題。

## 20～30 代男女「恋人いない」4割

閣議決定された少子化社会対策白書によると「恋人は欲しくない」と答えた未婚で恋人のいない人の割合は女性が 39.1%、男性が 36.2%。男女とも 30 代よりも 20 代の方が恋人が欲しくない率が高かった。収入別では収入が高くなるほど恋人が欲しい率が高くなる。

## 国家公務員採用 女性 38%

人事院の年次報告書によると、今年度採用された国家公務員総合職の事務系職員のうち、女性の占める割合が 38.8%で過去最高となったことが分かった。だが、女性の役職者の割合は依然として低いままとなっている。

## 小中一貫教育 制度化

小学校と中学校の 9 年間の義務教育を一貫して行う小中一貫校を制度化する改正学校教育法が可決。平成 28 年 4 月から施行。名称は、「義務教育学校」とし、地域の実情に応じ、学年の区切りを柔軟に変更できる。

## DV相談 10万件超す

平成 26 年度に配偶者からの暴力「DV（ドメスティック・バイオレンス）」の相談件数がはじめて 10 万件を超えた。全国 247 か所の配偶者暴力相談支援センターへの相談を集計したもので、調査開始の平成 14 年度の 3 倍近くになっている。内閣府の全国共通相談電話は ☎ 0570・0・55210

## 練馬 一時預かり事業「ファミサポホーム」開始

練馬区は、7 月から子育て支援をより充実させるため、ファミリーサポート事業を活用した一時預かり事業「ファミサポホーム」を開始した。保護者が仕事や外出などで、生後 58 日から小学 3 年生までの児童を預かって欲しい時に、援助会員が自宅や利用者宅で有償で預かる事業を拡充し、新たな預かり場所として開設。今年度は 4 か所の子ども家庭支援センター内に開設した。申込みは、練馬区ファミリーサポートセンター ☎ 03・3993・4100

## 女性活躍重点方針 決定

政府は、「女性活躍加速のための重点方針 2015」を決定した。マタハラ防止のための法整備、女性理工系人材育成のネットワーク構築、警察や消防職員・団員などでの女性人材育成、配偶者控除などの税・社会保障制度の見直し等が柱。来年度予算への反映を目指す。

## 最低賃金 上げ幅最大

厚生労働省の中央最低賃金審議会は、平成 27 年度の最低賃金を全国平均で時給 18 円引き上げ、798 円にする目安を決めた。引き上げ幅は平成 22 年度の 17 円を上回り過去最大。パートやアルバイトなど非正規労働者の処遇改善につながるのではと期待される。最低賃金で働く人の手取りが生活保護の給付水準を下回ると批判されていた「逆転現象」は、26 年度に解消され、27 年度も引き続き上回る見通し。

## ひとり親家庭 低所得層が拡大

労働政策研究・研修機構が平成 26 年に実施した調査によると、子育て中の世帯のうち、ひとり親世帯で低所得層の割合が増えているという。調査では 18 歳未満のいる 4 千世帯を対象に実施し、税込の年間所得が 300 万円未満を低所得と定義。平均所得は両親世帯が 702 万 3 千円で、ひとり親世帯は 335 万 4 千円。暮らし向きが「大変苦しい」と答えたのは両親世帯の 11.8%、ひとり親世帯の 27.3%だった。

## 独身男女が希望する子どもの数「0人」が増加

厚生労働省が実施した「21 世紀成年者縦断調査」によると、平成 25 年は、希望する子どもの数を 0 人と答えた独身男性が 15.8%、独身女性が 11.6%だった。いずれも平成 15 年の調査より数ポイント上昇している。既婚者は逆の傾向。

## 性被害相談電話窓口 開設

東京都は性犯罪・性暴力被害者の早期支援のため、民間団体「性暴力救援センター・東京」と連携し、被害者からの相談を 365 日、24 時間受け付ける電話窓口を開設した。受け付けの電話は ☎ 03・5607・0799

## 女性就業率 OECD34が国中 24位

OECD(経済協力開発機構)の報告書によると、平成 27 年の日本の 25～54 歳の女性の就業率は 71.8%で前年から 1 ポイント上昇し、加盟国 34 か国中 24 位となった。OECD の担当者は、日本に対し女性の就業支援に加え、キャリアアップの促進など「仕事の質」の改善に取り組むよう呼び掛けた。

